



# 6月1日は「人権擁護委員の日」です

## 6月1日は人権擁護委員会法が施行された日です。

6月1日には、県内各地で「全国一斉特設人権相談所」を開設します。

### ◀ 6月1日(月)の特設人権相談所 ▶

📍 **開催場所** 伊野公民館

🕒 **相談時間** 10:00~15:00

#### ■ 人権擁護委員無料相談のご案内

地区	今月の相談日	相談時間	開催場所
伊野	5月20日(水)	10:00~15:00	伊野公民館

#### ■ 法務局相談窓口・問い合わせ

(祝休日を除く月曜日から金曜日まで 受付8:30~17:00)

高知地方法務局いの支局(いの町1290-4) 893-0343

#### ■ 人権擁護委員の連絡先

氏名	住所	電話番号
杉本 寛子	いの町6466-5	892-2513
尾崎 正敏	〃 神谷817	893-5452
横川 順子	〃 天王北4丁目12-7	891-6944
杉本 善雄	〃 枝川2881	893-3717
高瀬 科子	〃 波川610-3	892-3635
曾我 定子	〃 下八川丙644-1	867-3224
岡林 瑞子	〃 大森91-14	869-2500

### お知らせ 家族介護支援金について

伊野、吾北、本川の旧町村単位で支給されていた家族介護支援金(在宅介護手当)の支給要件が4月から次のとおり統一されました。支給要件に該当される方は、ほけん福祉課(すこやかセンター伊野内)、各総合支所ほけん福祉課までお問い合わせください。

なお、従来家族介護支援金(在宅介護手当)の支給資格を有する方には、世帯状況等の調査のための同意書又は申請書を送付していますので、引き続き支給資格を有するため、必ず、ほけん福祉課(すこやかセンター伊野内)、各総合支所ほけん福祉課まで提出してください。



#### ◎ 家族介護支援金の支給対象となる要介護高齢者等

- ・ 介護保険法の規定に基づく要介護認定において要介護2以上である者
- ・ 要介護認定を受けていないが要介護2相当の者

#### ◎ 家族介護支援金支給要件

- ・ いの町に住所を有し、要介護高齢者等を在宅で3か月以上継続して介護している者(Ⅱ介護者)
- ・ 介護者であって、いの町に納付すべき債務を滞納していない者

#### ◎ 支給金額

- ・ 月額1万円

#### ◎ 支給月

- ・ 7月・10月・1月・4月

※家族介護支援金の支給資格を有している場合でも、施設での短期入所等の利用日数や病院への入院日数によっては家族介護支援金が支給されない場合もあります。

#### 問い合わせ

- ・ ほけん福祉課
- ・ (すこやかセンター伊野内)

☎ 893-3810

☎ 867-2312

☎ 869-2114

#### お知らせ

### 介護保険料について

平成21年度から65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料が改定になります。

平成21年度から3年間の介護保険料の基準額が20円減額の月額4,570円になります。

#### 保険料の基準月額

H21~H23年度

4,570円

H18~H20年度

4,790円

増減額 △220円

増減率 △4.6%

#### 問い合わせ

- ほけん福祉課
- (すこやかセンター伊野内)

☎ 893-3810